

～3. 8国際女性デー 神奈川の集い 2018に参加して～

3月13日火曜日18時40分より、かながわ県民センターにて国際女性デー 神奈川の集いが開催されました。はじめに、《国際女性デー》をご存知でしょうか？それは、1857年、ニューヨークで被服工場火災が発生し、そこで働く女性たちが、鍵がかかっていたために逃げられず死亡しました。当時、世界的な不況の中で失業者は増え、労働者には厳しい生活が押し付けられていました。

3年後、その工場の女性労働者が労働組合を設立し、自分たちの労働条件改善のための要求をしました。



1908年3月8日には、女性労働者たちが賃金改善、労働時間短縮、婦人参政権を求めて「パンとバラ」を掲げ、デモを行いました。

その後、1910年の第2回国際社会主義婦人会議で、男女平等と平和を基本にした国際連帯の日として提案され、ロシア革命の導火線ともなった3月8日を、「女性の政治的自由と平等のためにたたかう記念日」として定められました。以来、世界各国で行動が展開されています。

そして今回の講演では、早稲田大学法学学術院教授である朝倉 おつ子さんより、『これでいいの？女たちの働き方 ～生活時間を取り戻そう～』をテーマにお話がありました。

まずは、日本企業のジェンダー格差について、圧倒的に非正規が多いのは女性（女性労働者の56%）であり、家庭や社会における性別役割分業でいうと、圧倒的に女性に集中している家庭責任、男性の家事育児時間は著しく少ない（6歳未満の子を持つ男性の家事育児時間は、1日67分）ということです。

育児や介護責任を持つ人、職場を定時に帰宅する人は、職場の仲間に迷惑をかける存在とみられてしまうことから、ハラスメントが生じ、ジェンダー平等には繋がらないとしています。

そんな中で、安倍政権の「働き方改革」で問題は解決できるか？の疑問には、この「働き方改革」には、理念が無く、政策の要因が大きい。雇用におけるジェンダー格差の要因分析もないとしていま



す。労働時間の法案要綱の内容も、過労死ラインまでは気にせず、時間外労働を命じうると考える使用者が出てくるのではないかと懸念されています。その他いろいろな法案が出されていますが、今回の「一括法案」には見るべきメリットはないということです。

そして講演の最後は、長時間労働によって奪われているのは生活時間。生活時間とは、仕事に従事する時間以外のもろもろの時間。生活時間で行っていることは私的なことですが、同時に公共的でもあり、社会を持続可能なものにするためには不可欠な活動ということです。

そこで、1日の労働時間の上限として、 $24\text{時間} - (8\text{時間} + 1\text{時間} + 2\text{時間}) = 13\text{時間}$ （カッコ内は労働時間+休憩時間+通勤時間の意）とすると、生活時間は11時間必要と考えるべきではないか。実際に地域ぐるみで労働時間のモニタリング等を行って関心を持つことも大事だと話されていました。



今回の講習を受け、生活時間は自身にとっても、家族にとってもとても大事な時間であり、また社会にとってもなくてはならない時間だと考えさせられました。まだまだ現実的には働き方改革が追いついていない部分を多く感じます。一つ一つの課題をクリアし、意識的に生活時間を作り出すことが、今すぐ出来ることではないかと思います。

記事：ヤマト運輸労働組合厚木支部 青木 智子



「ケアレス・マン=育児や介護などで他者のケアを負担しない働き方ができる人」という言葉とともに、現在の正社員としての雇用はケアレス・マンに対するものが基本となり、ケアレス・マンこそが仕事の時短意識が薄れているのではないかというお話が印象的でした。今回の講演で法制度の動きとともに女性がいかに働き方を得てきたのかを知り、今後自分がどのような働き方をしたいのかを考える機会となりました。

感想：日新労働組合 後藤 絢花